

大阪公立大学 OMU スカイラウンジ専有利用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公立大学法人大阪固定資産貸付規程（以下「固定資産貸付規程」という。）第2条第1項第1号に定める建物のうち、OMU スカイラウンジ（以下「ラウンジ」という。）の専有利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(専有利用の目的)

第2条 ラウンジを専有利用する場合は、次の各号のいずれかに該当する場合に限る。

- (1) 公立大学法人大阪（以下「法人」という。）若しくは大阪公立大学（旧大学を含む）（以下「大学」という。）が主催する公式の行事に利用する場合
 - (2) 部局が主催する公式の行事又はこれに準ずる催し物に利用する場合
 - (3) 法人若しくは大学が共催する行事又はこれに準ずる催し物に利用する場合
 - (4) 設立団体（大阪府及び大阪市）が公共の用に利用する場合
 - (5) 学術団体が主催する教育若しくは学術に関する講演会又は研究会等に利用する場合
 - (6) 国及び地方公共団体が行う事業等に利用する場合
- 2 その他、公立大学法人大阪理事長（以下「理事長」という。）が必要と認めた場合

(専有利用日時)

第3条 ラウンジを専有利用できる時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、理事長が必要と認めた場合は、この限りでない。

- 2 ラウンジを専有利用できる日は、次の各号のとおりとする。

(1) 12月29日から翌年1月3日を除く、大阪公立大学学則第14条第1項第3号、第4号及び第5号に定める期間の平日及び土日祝

(2) その他、理事長が必要と認めた日時

(専有利用の申込)

第4条 ラウンジを専有利用しようとする者は、原則として4週間前までに本部事務機構総務部総務課（以下「総務課」という。）が別に指定する方法に基づいて申込み、その許可を受けなければならない。ただし、理事長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(施設利用料)

第5条 ラウンジの専有利用を許可された者（以下「利用者」という。）は、総務課が別に指定する期日までに別表第1に定める施設利用料を納付しなければならない。ただし、理事長が必要と認めた場合は、この限りでない。

2 施設利用料は、総務課の判断により、変更することができる。ただし、変更前に専有利用を許可されていた場合は、変更前の施設利用料を適用する。

(施設利用料の減免基準)

第6条 次に掲げる貸付けにおいては、施設利用料の一部を免除することができる。

事由	減免後の施設利用料
①法人若しくは大学が主催する公式の行事に利用する場合	50,000円（税込）
②部局が主催する行事又はこれに準ずる催し物に利用する場合	施設利用料（税込）の1/2を減免した金額

③法人若しくは大学が共催する行事又はこれに準ずる催し物に利用する場合	施設利用料（税込）の 1/3 を減免した金額
------------------------------------	------------------------

（施設利用料の減免手続）

第7条 施設利用料の減免を受けようとする者は、施設利用料減免申請書（様式第1号）を理事長に提出しなければならない。

2 主催の場合は議事録やチラシなど事由が明確な書類、共催の場合は「大阪公立大学共催名義の使用承認について（通知）」を併せて添付しなければならない。

（申込内容の変更）

第8条 専有利用の許可後、利用者の都合により申込又は許可を変更又は取消す場合は、当初専有利用開始予定日（当初専有利用予定日より専有利用日を前倒す変更においては、変更後の専有利用開始予定日）の2週間前までに総務課へ申し出なければならない。ただし、変更は1回限りとし、目的の変更は認めない。

（許可の取消し）

第9条 総務課は、利用者が次の各号の一に該当する場合は、라운ジの専有利用の許可を取消し若しくはその専有利用を制限又は停止する。

- （1）라운ジの専有利用について、虚偽の申込みと認められるとき。
- （2）他人に危害を加え、若しくは不快の念を起こさせ、又はその恐れがあるとき。
- （3）設備及び備品等を損傷若しくは汚損又はその恐れがあるとき。
- （4）固定資産貸付規程又はこの要綱の規定に違反したとき。

(5) 利用の許可に係る条件に違反したとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、라운ジの管理上支障があると認められるとき。

(転貸の禁止)

第10条 利用者は、라운ジの全部又は一部を他の者に転貸してはならない。

(損害賠償)

第11条 라운ジの設備及び備品等を損傷又は滅失したときは、利用者がその損害を賠償しなければならない。

(遵守事項)

第12条 利用者は、次の各号のすべてを遵守しなければならない。

(1) 設備及び備品を含む라운ジ全体の保全に努めること。

(2) 火災及び盗難等を予防すること。

(3) 原則として、密閉可能容器による飲料を除き、飲食をしないこと。ただし、理事長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(4) 利用を許可された範囲以外の施設、設備及び機器を無断で使用及び移動しないこと。

(5) 機器の操作等は、利用者の責任で行い、事前確認は、通常開館時間内に行うこと。

(6) イベント参加者の入退館管理は、ICカードの有無によらず、利用者の責任で行うこと。

(7) 来学ルートの警備、立哨、災害発生時の避難誘導などは、利用者に対応すること。

(8) イベント実施時は、当日(前日)の準備から撤収まで、企画する部局又は部署が責

任を持って行うこと。

- (9) イベント等の実施における広報物等では、ネーミングライツの愛称（SMBC スカイラウンジ）使用の協力を努めること。
- (10) その他、総務課の指示に従うこと。

（原状回復）

第 13 条 利用者は、専有利用が終了した後は、次の各号を実施し、ラウンジを原状に復さなければならない。

- (1) 利用した施設の清掃等を行うこと。
- (2) 使用した機器等は、速やかに元の場所に返却すること。
- (3) 使用した什器等は、利用前の配置に戻すこと。
- (4) 照明、空調、AV 機器等の電源を切ること。
- (5) 利用した室の扉を施錠すること。

（施行の細目）

第 14 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、総務課が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 9 月 24 日から施行する。

附 則

- (1) この要綱は、令和 7 年 11 月 1 日から施行する。

(2) 第2条第1項第2号、第3号、第4号及び第5号は、令和8年3月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和8年3月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

夏季・冬季（6～9月／12～翌3月）			施設利用料（税抜）	施設利用料（税込）
平日	午前	9：00～13：00	183,000円	201,300円
	午後	13：00～17：00	183,000円	201,300円
	夜間	17：00～21：00	183,000円	201,300円
	午前・午後	9：00～17：00	241,000円	265,100円
	午後・夜間	13：00～21：00	241,000円	265,100円
	終日	9：00～21：00	298,000円	327,800円
土日祝	午前	9：00～13：00	249,000円	273,900円
	午後	13：00～17：00	249,000円	273,900円
	夜間	17：00～21：00	249,000円	273,900円
	午前・午後	9：00～17：00	328,000円	360,800円
	午後・夜間	13：00～21：00	328,000円	360,800円
	終日	9：00～21：00	407,000円	447,700円
中間期（4～5月／10～11月）			施設利用料（税抜）	施設利用料（税込）
平日	午前	9：00～13：00	180,000円	198,000円
	午後	13：00～17：00	180,000円	198,000円
	夜間	17：00～21：00	180,000円	198,000円
	午前・午後	9：00～17：00	235,000円	258,500円
	午後・夜間	13：00～21：00	235,000円	258,500円
	終日	9：00～21：00	290,000円	319,000円
土日祝	午前	9：00～13：00	245,000円	269,500円

午後	13 : 00 ~ 17 : 00	245,000 円	269,500 円
夜間	17 : 00 ~ 21 : 00	245,000 円	269,500 円
午前・午後	9 : 00 ~ 17 : 00	321,000 円	353,100 円
午後・夜間	13 : 00 ~ 21 : 00	321,000 円	353,100 円
終日	9 : 00 ~ 21 : 00	396,000 円	435,600 円

様式第1号

年 月 日

公立大学法人大阪 理事長 様

OMU スカイラウンジ施設利用料 減免申請書

申請者

団体名	
代表者名	

下記のとおり施設の貸付けについて施設利用料の減免を受けたいので申請します。

1 使用期間	
2 使用施設	
3 使用予定人数	
4 使用目的、行事の名称	
5 減額・免除申請の理由	

なお、次の場合は、指定の書類を添付してください。

主催の場合：議事録やチラシなど、主催であることを明示する書類

共催の場合：大阪公立大学共催名義の使用承認について（通知）

以上